

ID 15587

買い物の困りごとについて受け止める 「買物支援総合相談窓口」を開設します！

「近くに店がない」「免許を返納して移動できない」「重い荷物を運べない」など、日々の買い物に関する悩みや不安のある人のため、「買物支援総合相談窓口」を開設しました。どこに相談してよいかわからない買い物に関わる悩みも、まずは気軽に相談ください。

詳しくは、**商工課(TEL2596)**へ。



開設日 10月1日
受付時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始除く)
ところ 市役所第二庁舎商工課
相談方法
▷電話＝商工課(TEL2596)へ
▷窓口＝直接、商工課へ
▷インターネット＝市ホームページの問合せフォームから
支援内容 相談の内容に合わせ、既存の制度やサービスから利用可能な支援をご案内します



ID 15758

新しい移動手段を試してみませんか 次世代モビリティの社会実験が始まります

市は、移動やまちなかの回遊などの地域課題に対して、次世代モビリティが有効な移動手段となるかを検証する社会実験を、市と包括連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損保の協力のもと、BRJ株式会社と連携して実施します。

次世代モビリティは、日常生活や観光など、主に近距離での移動を便利にする新しい移動手段です。今回の実証では、電動三輪モビリティと電動アシスト自転車を使用します。渋川駅周辺、伊香保温泉、道の駅こもち、市役所周辺などで実際に利用してもらい、利用状況や移動の広がり、安全性、運営上の課題などを確認します。

ぜひ、実際に使ってみてください。

詳しくは、**総合政策課(TEL8419)**へ。

とき 10月10日(土)～令和9年1月24日(日)
※実証エリアにより、利用開始日が異なる場合があります

※利用時間は、午前7時から午後7時までです

※伊香保温泉では、積雪や凍結などにより安全な運行が難しい場合、期間を短縮することがあります

実証エリア 渋川駅周辺、伊香保温泉、道の駅こもち、市役所周辺

車両 ▷電動三輪モビリティ(写真左)＝15台
▷電動アシスト自転車(写真右)＝5台
※電動三輪モビリティは、16歳以上が利用できます(免許不要)



利用料金 15分250円
利用方法 専用アプリで利用登録を行い、車両の解錠、利用料金の支払い、返却を行います

安全な利用にご協力ください

電動三輪モビリティは、道路交通法に定められた交通ルールを守って利用する必要があります。今回の実証では、専用アプリによる利用管理、交通ルールテスト、GPSによる車両管理などの安全対策を行います。利用する際は、交通ルールとマナーを守り、安全な走行にご協力ください。



ID 15760

物価高騰の影響を受けている農業者を支援します

市は、農業生産資材の価格高騰により経済的な影響を受けた農業者に対して、新規事業として「農業者物価高騰対策支援事業補助金」を交付します。

詳しくは、**農林課(TEL2593)**または市ホームページへ。



対象 令和7年中の農業販売額が50万円以上の農業者か農業法人で、令和8年10月1日時点で本市に住所を有し、引き続き市内に住所を有する者(法人含む)
※ただし、市長の認定を受けている認定農業者と認定新規就農者は、市外に居住していても可
補助対象経費・補助金額 令和7年分の確定申告または直近の決算書における「肥料費」、「飼料費」、「農薬衛生費」、「諸材料費」、「動力光熱費」の合計額に30%を乗じた額(1,000円未満の端数は切り捨て)
補助上限額
①認定農業者、認定新規就農者

＝15万円
②①以外の農業者および農業法人＝3万円
受付期限 12月31日(木) ※窓口での受け付けは、開庁日のみ
申込み・問合せ先 交付申請書兼請求書に必要書類(確定申告書の写し、通帳の写し、本人確認書類など)を添えて、直接またはメール(ninaite@city.shibukawa.gunma.jp)で農林課へ
その他 予算額に達し次第、申請の受付を締め切ります。また、偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたときなどの場合は、補助金の全額を返還してもらいます



ID 15288

令和8年度9月補正予算の概要をお知らせします

9月市議会定例会において議決された補正予算のうち、主な事業についてお知らせします。
詳しくは、**財政課(TEL2414)**へ。

- 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受ける市民生活を支援
 - ①全市民に市内の登録店で利用できる電子地域通貨「渋Pay」ポイント3,000円相当を付与……………2億2,005万円
 - ②市内農業者を対象に肥料費や飼料費等の一部を補助……………3,801万円
- 地域の農業の担い手支援に係る予算を増額…800万円
- 市消防団第2分団が第31回全国消防操法大会に出場するための予算を措置……………285万円

9月補正予算の概要 (単位:千円)

会計名		補正前 予算額	9月補正 予算額	補正後 予算額
一般会計(第3号)・(第4号)		40,084,975	329,598	40,414,573
特別会計	伊香保温泉観光施設事業(第1号)	220,974	24,684	245,658
	小野上温泉事業(第1号)	13,566	567	14,133



ID 15471

指定ごみ袋の臨時措置を延長します



指定ごみ袋の品薄状態により、安定した供給のための在庫確保が困難な状況が続いています。10月30日(金)までを予定していた臨時措置の実施期間を、当面の間さらに延長します。臨時措置の終了時期は、改めてお知らせします。

指定ごみ袋の必要な分のみの購入と、ごみの減量へのご協力を引き続きお願いします。

詳しくは、**環境課(TEL2114)**へ。



ID 12567

「私たちの食品ロス削減取組コンテスト」で 事業者・団体などが実践している削減のための取り組みを募集

食品ロス削減に向けた行動変容につなげることを目的に、事業者などが食品ロス削減のために実践している取り組みを募集します。

詳しくは、[環境課\(☎2114\)](mailto:環@city.shibukawa.gunma.jp)へ。

募集内容 食品ロス削減への取り組み

応募資格 市内の事業者、市内の保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小中学校・高等学校・専門学校等の教育機関、市内の団体など

応募条件 ▷応募は複数応募可 ▷応募事業者等



が取り組み、未発表で他のコンテストなどに応募していないもの ▷応募者以外の被写体(人物、美術品、商標、建築物など)について、当該人や権利者の承諾を得ていること

▷特定の企業名や商品名を出していないこと

※他にも応募条件があります。詳しくは、市ホームページを確認してください

表彰 ▷最優秀賞(3点以内)=賞状、賞品 ▷優秀賞(6点以内)=賞状

応募書類 応募申込書(2種類)、取り組みが分かる写真(電子データ可)

※応募申込書は、環境課または市ホームページにあります

応募方法 応募書類をメール(kankyou@city.shibukawa.gunma.jp)、郵送(〒377-8501・石原80)、または直接持参で環境課へ

募集期限 10月30日(金)



ID 15749

食品ロスを減らそう！10月は家庭における 「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間です

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会では、「おいしく楽しく食べきろう！」をキャッチフレーズに活動を行っています。10月30日の食品ロス削減の日を含む10月に、家庭における「食べきり運動」などを推進し、食品ロスを削減することを目的として、「おいしい食べ物をおいしく楽しく食べきる」ことを啓発するためのキャンペーンを実施します。

市も協議会に参加しています。食べ物を無駄にするのは、もったいない！食品ロスを減らすため、一人一人ができることから始めましょう。

詳しくは、[環境課\(☎2114\)](mailto:環@city.shibukawa.gunma.jp)へ。

キャンペーン期間 10月1日～31日(土)

その他 詳細は、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会ホームページを確認してください



✓ 食べきり実践チャレンジ チェック表

買い物に出かけるときや料理を作るとき、次のことを意識しましょう。

- ☐ 買い物に出かける前に、**冷蔵庫を確認**しましょう
- ☐ **ばら売り、量り売り**を利用して、必要な分だけ購入しましょう
- ☐ 自分が**食べきれる量**を見つけましょう
- ☐ 家族の予定を把握し、**必要な分だけ料理**を作りましょう
- ☐ いつも捨てていた部分を工夫して、**食材を使い切り**ましょう
- ☐ 使い切り、食べきりを意識して、**食材の保存方法を工夫**しましょう



ID 15742

子どもが1歳になるまでの期間 父母の国民年金保険料が免除されます

育児期間中の経済的支援として、子どもを養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の人)は、子どもが1歳になるまでの期間、国民年金保険料の納付が免除される制度が、令和8年10月から新たに始まります。

子どもを育てている父母は、申請により、所得に関係なく保険料納付が免除されます。詳細は、市ホームページで確認してください。

詳しくは、[渋川年金事務所\(☎21607\)](mailto:渉@city.shibukawa.gunma.jp)または[保険年金課\(☎2429\)](mailto:保@city.shibukawa.gunma.jp)へ。

対象 令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母

※法律上の親子関係がある子(実子・養子)に加え、特別養子縁組の監護期間にある子や養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します

養育の要件 ①②両方を満たしていること

①子と身分(親子)関係が継続していること

②子と同一住所であること

※所得要件はありません



免除期間 ▷産前産後免除期間を有する実母の場合=産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間(令和8年10月1日以降に限る)

▷実父・養父母の場合や、制度施行時点(10月)で1歳未満の子を養育する実母または実父・養父母の場合などで、それぞれ免除期間は異なります



ID 15434

地域包括支援センター 運営業務を委託する法人を公募

令和9年度から令和11年度まで金島・伊香保地域包括支援センターの運営業務を委託する法人を公募します。詳細は、市ホームページ掲載の公募要項などで確認してください。

詳しくは、[高齢福祉課\(☎2179\)](mailto:高@city.shibukawa.gunma.jp)へ。

応募資格 次の全てに該当する法人

▷包括的支援事業を適切、公正、中立で効率的に実施できる ▷医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人などである ▷令和8年4月1日現在、市内で1年以上介護保険サービスを提供している(福祉用具貸与、販売のみの事業所を除く)

▷金島・伊香保圏域にセンターを設置できる

〈公募説明会〉

とき 10月16日(金)午後1時30分

ところ 市役所本庁舎

参加人数 1法人2人まで

申込方法 法人名・部署・職名・氏名・電話番号を電話またはファクス(☎1103)で高齢福祉課へ申し込み

申込期限 10月15日(木)



ID 15772

子持公民館の整備に 関する意見を募集します

子持公民館の不足する機能の整備と、行政センター機能の移転のため、子持公民館の増築棟の建設と改修について、工事の基本設計を進めています。

10月8日(木)から、市ホームページに整備に関する資料を掲載します。より良い公民館とするため、皆さんの意見をお寄せください。

詳しくは、[財産活用課\(☎2150\)](mailto:財@city.shibukawa.gunma.jp)へ。



意見の提出方法 市ホームページの掲載内容を見ていただき、次のいずれかの方法で提出

▷市ホームページにある専用フォーム

▷市役所本庁舎財産活用課、子持行政センター、子持公民館で所定の用紙に記入し、提出

募集期間 10月8日(木)～22日(木)



ID 9851

スポーツマーケット・コンサルタントの 平方彰さんをしぶかわ応援大使に委嘱しました

市のブランド力の向上とイメージアップを目的に、市に縁のある著名人や情報発信力を持つ人々を「日本のまんなか しぶかわ応援大使」に委嘱しています。8月10日付けで、スポーツマーケット・コンサルタントの平方彰さんを大使に委嘱しました。

詳しくは、**広報課**(☎2182)へ。



本市出身の平方さんは、ワールド・ベースボール・クラシックにおける「SAMURAI JAPAN(侍ジャパン)」のネーミングの考案など、数々のスポーツコンテンツの最前線でビジネスの仕掛け人として活躍されました。現在は、コンサルタント会社を立ち上げるとともに、日本eスポーツ協会の理事として、eスポーツの地位向上と普及活動に尽力されています。

平方さんのスポーツマーケット・コンサルタントとしての見識に基づき、各種事業への助言や提案、講演活動、アクティブシニア向けのeスポーツの活用事業への参画などに協力をいただきます。

■大使に協力いただく内容

- ①各種SNSなどを活用した、本市の魅力や取り組みに関する情報発信
- ②市などの依頼に基づくイベント参加や講演会の講師、PR動画への出演など、大使の特性を生かした取り組み
- ③大使と市の双方での情報発信に取り組むことで、市のプロモーションを推進するため、大使自身の活動に関する情報提供

■令和7年度の活動状況

- ▷SNSやラジオ、イベントで本市事業などの情報発信
- ▷市内イベントの開催・出演、審査員、1日警察署長、市へのメッセージ・寄稿、相撲教室の開催・稽古場の見学受け入れ



ID 1027

11月はしぶかわ市民教育の日月間です 「しぶかわ市民まなびの日」を開催します

市教育委員会は、心豊かでたくましい子どもたちを育て、生涯にわたって自ら学び、地域社会に参画する人づくりを進めるため、平成19年度に11月1日を「しぶかわ市民教育の日」と定め、11月を「しぶかわ市民教育の日月間」としています。

教育や文化の大切さを考えるきっかけにしておうと、市は、11月1日に「しぶかわ市民まなびの日」を開催します。その他、市内各地でさまざまな発表会や催し物・体験会が実施されます。また、各学校では、日頃の学習成果や文化活動を発表する行事などが開催されます。

教育には、学校・家庭・地域、三者の連携が欠かせません。この機会に、開催される行事に参加し、教育について改めて考えてみてください。

詳しくは、**生涯学習課**(☎2500)へ。



▲関連事業はこちら

「しぶかわ市民まなびの日」市民会館で開催

とき 11月1日(日)午前9時30分～午後0時30分

内容

式典(午前9時30分～10時)

舞台発表(午前10時～10時15分)

渋川子ども若者未来創造プロジェクトによる渋川オリジナルミュージカル

展示コーナー(午前10時15分～午後0時30分)

※10月31日(土)午前9時～午後5時も展示しています

体験コーナー(午前10時15分～午後0時30分)

- ▷食育アプリを使って楽しく学ぼう！
- ▷オリジナル缶バッジづくり
- ▷ボッチャ体験(写真)
- ▷算数好きの子集まれ!!(小学校4年生以上)
- ▷商品のラベルデザインを作ってみよう
- ▷手話で思いを伝えよう
- ▷スタンプラリー

入場料 無料



しぶかわ市民まなびの日
公式キャラクター
「まなびいちゃん」



地域を守る消防団の活躍

8月22日に行われた県消防ポンプ操法競技大会(ポンプ車の部)において市消防団第2分団が優勝しました。県大会で市消防団が優勝したのは、初の快挙です。第2分団は、10月31日(土)に開催される全国大会に、県代表として出場します。

詳しくは、**危機管理課**(☎2130)へ。

■あなたも消防団に入団しませんか？

18歳以上の心身共に健康で熱意がある人であれば、どなたでも大歓迎です。興味のある人は問い合わせください。

市消防団第2分団が 消防ポンプ操法競技で全国大会へ



ID 11960

まちの相談パートナー・人権擁護委員が委嘱されました

令和8年7月1日付けで、法務大臣から、泉あけみさん(渋川地区・新任)が人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせします。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間のボランティアです。市では、18人の人権擁護委員が活動しています。

詳しくは、**社会福祉課**(☎2250)へ。

救済 人権侵害の疑いのある事案について、調査を行い、適切な措置を講じていきます

相談

さまざまな方法で地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています

人権擁護委員はこんな活動をしています

啓発

お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、さまざまな活動を行っています

人権相談を利用してください

■**渋川人権擁護委員協議会の人権相談** 毎月第3木曜日(広報しぶかわカレンダーに掲載・☎9840)

■**その他の相談機関** 電話受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分

▷さまざまな人権問題全般についての相談

みんなの人権110番 0570-003-110

▷いじめや虐待など子どもの人権に関する相談

こどもの人権110番 0120-007-110

▷インターネット人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

▷法務局LINEじんけん相談

検索ID:「@linejinkensoudan」または▶

